

APPEAL

発行 者
JR 東海労働関西地本
大阪台車検査車両所分会
2013年 7月11日
NO.34

今、憲法が危ない！ (その6)

憲法第96条の改正は戦争への道を開くことになる！！

7月4日に参議院選挙の公示がされました。今回の選挙の争点はいろいろ言われていますが、今ある日本国憲法を変えるのか？変えないのか？そういうことが最大の争点だと言えます。

その憲法の改正について、日本国憲法第96条では「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」となっています。

そして自民党の憲法改正草案第100条では「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。その承認には法律の定めるところにより行われる国民投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする」となっています。

つまり自民党が中心となっている改憲勢力が、今回の参議院選挙で勝ち議席を増やせば、まずは憲法第96条の改正を行い、憲法を変えるための発議が衆参両議院の過半数の議員の賛成をもって行えるようにすることは火を見るよりあきらかです。それに憲法改正を最終的に承認する国民投票は「有効投票の過半数」ということです。これは有権者の過半数を意味しません。国民投票の投票率によっては、有権者のわずか数パーセントの賛成票によって、憲法が変えられる可能性があるのです。

憲法第96条が改正されれば、それ以降はなし崩し的に憲法第9条も変えられ、これまで明らかにしてきた自民党の憲法改正草案にあるように、日本は国防軍という軍隊を持つこととなります。

この国防軍は、自衛隊が名称を変えるだけのものになるわけではありません。これまで、自衛隊は海外に派兵されても、日本国憲法第9条に書かれている「国の交戦権を認めない」という条文により、日本は戦後68年間、一人の民間人も殺すことはありませんでした。

しかし、名実ともに軍隊になり、交戦権を認められたら当然にも戦争に参戦することも十分に可能になります。

自衛隊が軍隊になれば当然にも徴兵制がひかれるのは、容易に想像できます。あなたやあなたの子供が戦場へ行かされる、そんな世の中がそこまで来ているといえます。

